

不在者投票指定施設における  
**不在者投票の手引き**

令和 3 年 9 月

長崎県選挙管理委員会・平戸市選挙管理委員会

## はじめに

本手引きは、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設（以下「指定施設」という。）における不在者投票の要領や経費の請求等についてまとめたものです。

投票は、選挙期日（投票日）当日、選挙人自ら投票所に赴いて行うのが原則ですが、不在者投票は、選挙期日当日、一定の事由により投票所で投票することが困難な選挙人のために、選挙期日の前でも投票できるよう例外的に設けられた制度で、その1つに指定施設での不在者投票があります。

指定施設における不在者投票は、長期にわたり選挙管理委員会が管理する場所以外で行われることから、その事務手続きについては、不正の混入を避け、その濫用を防止し、選挙の公正を確保するため、特に厳格な取扱いが要求されています。

また、平成25年5月の公職選挙法の改正では、成年被後見人の方の選挙権の回復や指定病院の不在者投票における外部立会人の努力義務化、代理投票における補助者の見直しが図られ、また、平成27年には選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き上げられるなど、選挙制度が大きく変わっております。

指定施設の管理者をはじめ、不在者投票の事務に従事する皆様には、本来の職務のほかに不在者投票の事務を行っていただくこととなりますが、有権者の貴重な一票が無効になることがないように、本手引きを参考に不在者投票の公正かつ適正な事務処理をお願いいたします。

# 目 次

<b>I 指定施設における不在者投票の概要</b>	1
1 不在者投票とは	1
2 不在者投票のできる施設	1
3 不在者投票のできる者	1
4 不在者投票のできる期間と時間	2
<b>II 指定施設において不在者投票の事務に従事する者</b>	2
1 不在者投票管理者	2
2 投票立会人	4
3 代理投票補助者	4
4 事務従事者	5
5 不在者投票の事務に従事する者に対する罰則	5
<b>III 投票用紙等の請求</b>	6
1 投票用紙等の請求期間	6
2 投票用紙等の請求方法	6
<b>IV 外部立会人の派遣について</b>	10
1 外部立会人の努力義務化	10
2 外部立会人名簿の作成と選任に向けた調整	10
3 選任等と立会い	10
4 その他	11
<b>V 不在者投票の準備</b>	15
1 投票記載所の設備	15
2 ベッドの上での投票	15
3 投票立会人及び代理投票補助者の選任	15
<b>VI 不在者投票の実施</b>	16
1 投票用紙等の交付	16
2 投票の方法	18
<b>VII 不在者投票後の事務処理</b>	23
1 不在者投票外封筒の裏面への記載	23
2 不在者投票の変更	24
3 未使用の投票用紙等の返却	24
4 不在者投票の送致	24
5 不在者投票処理簿の整備	25

VIII	不在者投票に係る経費の請求	27
1	請求金額	27
2	請求先	27
3	請求方法	27
IX	外部立会人に係る経費の請求及び実績報告書の提出	28
1	請求金額	28
2	請求先	29
3	請求方法	29
4	実績報告書の提出	29
5	その他	29
X	各種様式・記載例	31
XI	不在者投票チェックリスト	40
XII	不在者投票に関する問い合わせ先	45